

ストック・オプションに関する 貸方表示区分の再検討

引 地 夏奈子

第1節. はじめに

2005年12月、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下ASBJ）より、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下、両者を合わせて日本基準とする）が公表された。この基準では、取締役あるいは従業員等に対して、株式報酬としてストック・オプションを提供した時に、ストック・オプションの公正な評価額を測定し、そのうち従業員等により実際に役務の提供を受けた期間に応じて報酬費用としての対価性が認められる場合には、これを費用として計上することが義務付けられている。

この日本基準が導入されるまで、日本にはストック・オプションを扱う会計基準が存在しなかった。その理由として、自社株式に対するコール・オプションの発行について、商法規定で厳しい条件が定められており、現在のようにストック・オプションの発行が容易ではなかったことが考えられる¹。しかし、企業活動が国際化し、また報酬形態が多様化したことから、日本でもストッ

1 宮川[2006]、129頁。

ク・オプション制度の規制緩和が進められた。これらの事情から、日本でもストック・オプションに対する会計基準を導入する必要性が高まったのである。

この日本基準の導入において、ストック・オプションは公正価値により費用を認識すべきであるとの意見が高まった背景には、ストック・オプションに関連した一連の会計不正事件が考えられる。米国ではストック・オプションが古くから利用されてきたが、当時の会計実務では、ストック・オプションに関して何ら会計処理を行っていなかった。ストック・オプションの権利行使価格が従業員等へストック・オプションを付与した時点の市場における自社株価より高く設定されている場合、もしストック・オプションが行使された場合でも自社株式売却にかかる利益を得ることができない。したがって、ストック・オプション付与日における自社株価を下回る権利行使価格が設定されている場合に限って、ストック・オプションの価値を認める、つまり本源的価値でストック・オプションを認識するとの考え方を当時は採用していたのである。

当時、企業は従業員等のインセンティブを高めるため、ストック・オプションの権利行使価格を付与日の自社株価よりも高く設定することが一般的であった²。この場合、会計処理を行う必要がないので、企業は大量のストック・オプションを発行することになった。企業はストック・オプションが株式報酬として魅力あるものとするため、企業価値を高めようと努力するが、一方で会計処理を行わなくてもいいという当時の会計実務を使い、不正な会計処理により企業価値を釣り上げようとする企業も現れた³。

日本基準が公正価値による認識を強制適用としたのは、ストック・オプションを使ったこのような米国における会計不正事件の多発を契機とした、公正価値の強制適用へ向けた国際的な取り組みに歩みを合わせるためである。公正価値によりストック・オプションを認識することになったので、企業は従業員等へストック・オプションを付与した時点で、報酬費用を公正価値により財務諸表へ計上することが義務付けられることとなった。

2 宮川[2006]、129頁。

3 エンロン、ワールドコムによる会計不正事件が代表的な例である。

ストック・オプションに関する貸方表示区分の再検討

この日本基準は、ストック・オプションの付与に伴う従業員等の労働の対価として費用を認識する点でIFRSと共通している。しかし、この報酬費用計上の義務化に関連して、これに対応する相手勘定をどのように理解するかという問題点が生じた。

現在、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASB）、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）およびASBJでは、この相手勘定を負債と捉えておらず、負債以外のものとして表示区分されることになっている。FASBおよびIASBでは、株主持分（shereholders' equity）として、ASBJでは純資産（net assets）として表示されることとなった。

いずれも表示区分としては類似性が高いと考えられるが、FASBおよびIASBが考える株主持分とASBJの純資産とは概念上の違いがある。本稿では、この点について表示区分における類似性と、概念上の違いについて検討する。まず、表示区分を再考するにあたり必要なアプローチについてまとめる。その後、新株予約権の表示についてFASB、IASBおよびASBJにおけるストック・オプションに関するそれぞれの基準における表示区分を整理する。最後に前述したように、FASBおよびIASBとASBJとでは、相手勘定に関する概念が異なっており、この概念上の違いが会計上どのような意味を持つのかについて検討を行う。

第2節. 表示区分に関するアプローチ

2-1. 貸方区分表示の必要性

貸方区分、つまり負債と資本を区分表示するには2つの目的がある。それは、請求権の優先劣後関係を表示するという目的、そして、利益計算の基礎を固めるという目的である⁴。

4 川村[2004b]、79頁。

「請求権の優先劣後関係を表示する」とは、債務性の有無に焦点をおき、負債を優先区分、そして資本を劣後区分とすることをいう。負債も資本も共に資産に対する請求権を表すものである。このうち負債は、契約により定められた金額の元本や利息を債権者に支払う義務を負うものであり、債務性が認められる。つまり、債権者は会社の資産に対して優先的請求権を有しているといえよう。一方、株主は債権者同様、会社に対する出資者ではあるが、确实とは言えない配当等に対する請求権を有しているだけである。このような債務性の有無に着目し、請求権の優先劣後を示すために負債と資本の区別は必要であるとされているのである。

また、「利益計算の基礎を固める」とは、負債と資本の区分の問題は単なる表示区分のみの問題ではなく、利益計算に影響を及ぼすものであるということの意味している。例えば、ある金融商品が負債として計上された場合、その負債にかかる支払利息は損益計算書上、営業外費用となる。また負債を償還した場合に算出される償還差額は、特別損失として損益計算書に計上されることになる。このように、負債に計上された金融商品は、損益計算書の利益計算に組み込まれることになるのである。一方、ある金融商品が資本として計上された場合、損益計算書の計算に組み込まれることはなく、利益計算に影響を与えない。このように、負債と資本の区分は、利益計算に影響を与えるものであるといえる。

以上のように、企業会計が利益計算を重視することを根底に考えると、貸方区分の問題は利益計算に影響を与えるかどうかという問題であると言い換えることができる⁵。

2-2. 表示区分に関するアプローチ

貸方項目をいかに区分するかについては、以下のアプローチがある。

(1) 負債確定アプローチ

負債確定アプローチとは、「まず、負債とは何かを明確にし、それ以外の貸

5 川村[2004b]、142頁。

借対照表貸方項目は、認識を否定するか資本として範疇分けするもの⁶である。つまり、まず負債を定義付け、資本は積極的に定義することはないのである。これは、負債となる項目を選び出し、負債か資本かの区分を行うので、資産負債アプローチと結びつけられるものといえる。

日本では、2005年に貸方項目が資本の部から純資産の部に変更された。2004年7月に公表されていた討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、日本版概念フレームワーク）により、まず負債を決定し、残りを純資産とする方法が採用された。つまり、現行制度では負債確定アプローチ及び資産負債アプローチが採用されているのである。そして、このアプローチの下では、資本は資産と負債の差額として定義され、利益は資本取引以外の資本の変動と定義される。そこでは、資本や利益は、資産や負債の定義から間接的に説明されるにすぎないのである。ここから、近年、資本や利益が誰に帰属するものなのかについて、その帰属先が曖昧となり、どの観点から利益の計算システムが説明されるのか明らかではなくなってきた⁷。

そもそも、会社の資産や負債から定義をはじめ、持分や利益などの概念を導き出すだけでは不十分であり、株主の観点からそれらの概念を説明しなければならないのである⁸。この点が負債確定アプローチの問題である。

(2) 資本確定アプローチ

資本確定アプローチとは、「まず、資本とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか負債として範疇分けするもの⁹」である。つまり、負債確定アプローチとは逆に、まず資本となる項目を選び、残った項目を負債とするものである。資本確定アプローチは、収益費用アプローチと結びつけられるものといえる。

このアプローチの問題は、資本を資産や負債から独立して定義しなければならないという、資本の定義付けの難しさである。資本の定義に必要となる利益

6 徳賀[2003]、19頁。

7 山田[2012]、1頁。

8 山田[2012]、119頁。

9 徳賀[2003]、19頁。

は、収益から費用を差し引いた差額として算定され、それが留保利益として株主資本に振り替えられる。よって、留保利益を含めた資本を資産と負債から独立して定義するには、収益と費用を、資産と負債とは独立した形で定義する必要がある。しかし、その場合、収益と費用の定義は収益稼得過程からのアウトプットや、収益稼得活動へのインプットなどの成果と努力などといった曖昧なものになるという理論的な弱点がある。

そもそも、収益費用アプローチは財務諸表の構成要素についての定義の連鎖的体系を必要としない会計の利益計算体系であり、財務諸表に厳格な定義を与えることを想定していない。したがって、成立の前提条件としての収益と費用の定義付けに弱点を持つことが、資本確定アプローチの問題である¹⁰。

(3) 第三区分を設定するアプローチ

第三区分を設定するアプローチとは、負債でも資本でもない中間項目を設けるものである。これにはさらに二つのアプローチが存在する。

① 混合アプローチ

混合アプローチとは、「基本的には負債確定アプローチを採用しながら、(それによって大部分の項目の区分は可能となる)、負債確定アプローチでは限られた項目の経済的実質を把握できないことから、それらの区分に関してのみ資本確定アプローチを採用するというもの¹¹」である。現在の会計の考え方が収益費用アプローチと資産負債アプローチが混合したものであることから、基本的には負債確定アプローチを採用しながら、損益計算の視点から資本取引を明確化して部分的に資本確定アプローチを取るといふ、この混合アプローチを採用する余地がありうるかもしれない、との意見もある¹²。

② 中間領域設定アプローチ

中間領域設定アプローチとは、負債と資本との間に中間領域を設定し、準負債や準資本などの、区分するのに曖昧な性質のものを中間領域

10 池田[2010]、782頁。

11 徳賀[2003]、20頁。

12 徳賀[2003]、19頁。

に表示するものである¹³。以前米国では、1990年に討議資料「負債証券と持分証券の識別および両者の性格を持つ金融商品の会計」(Discussion Memorandum, *Distinguishing between Liability and Equity Instruments with Characteristics of Both.*)が公表されるまでは、ある特定の期日までに一定の金額で強制的に償還される優先株式を中間区分に表示していた¹⁴。

これら第三区分を設定するアプローチの問題点は、利益計算が複雑になることである。資本から得られた成果が利益だとすれば、第三区分はその資本と利益の関係を不明瞭にするものになってしまう。また、第三区分を設けたとしても、負債と第三区分の間に線を引くか、あるいは第三区分と資本の間に線を引くか最終的には決定しなければならない¹⁵。

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の「結論の背景」の「貸借対照表区分」第20項には、「このように、資本は報告主体の所有者に帰属するもの、負債は返済義務のあるものとそれぞれ明確にした上で、貸借対照表の貸方項目を区分する場合、資本や負債に該当しない項目が生ずることがある。この場合には、独立した中間的な区分を設けることが考えられるが、中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が指摘されている。また、国際的な会計基準においては、中間区分を解消する動きが見られる。」とあるように、第三区分が抱える問題と国際的動向から、第三区分を設けずに純資産の部を設けることとなったのである。

(4) 無区分アプローチ

無区分アプローチとは、負債と資本の区分が難しいのであれば、区分をなくしてしまえばよいと考えるものであり、負債と資本は区分しないこととなる。このアプローチでは、負債と資本という二つの区分に固執するのではなく、請求権の優先順に並べればよいとしている¹⁶。

このアプローチでは、配当だけでなく支払利息や税金も利益の分配とし、す

13 山田[2012]、52頁。

14 山田[2012]、52頁。

15 山田[2012]、52頁。

16 山田[2012]、52頁。

すべての資本提供者に関連付けて利益が決定される。つまり問題となるのは、利益をどのように測定するかである。利益を想定すること自体が不適當であるということになるのか、それとも純利益の概念や想定値が変わってくるのかということが、この無区分アプローチを採用した場合にはっきりとしない問題となってくる¹⁷。

2-3. 貸方区分プロジェクトの国際的変遷

現在、貸方区分の問題は、IASBとFASBの共同プロジェクトの1つとして取り上げられている。近年の企業の多様な資金調達ニーズに応えるため、負債と資本両方の特徴を持つ様々な金融商品が開発されてきたこと、また、金融商品の経済的実態を変えることなく、法的な形式を変更することで会計上の負債と資本の区分を操作する機会が増加している。このことから、現行の負債と資本を区分する基準の適用が困難となっており、共同プロジェクトとして扱うこととなったのである。

(1) 予備的見解の公表

FASBは2007年、「資本の特徴を有する金融商品」(*Preliminary Views, Financial Instruments with Characteristics of Equity*)において基本的所有アプローチを公表した。これは、企業の資本を基本的所有商品に限定するというアプローチである。つまり、負債と資本を区分するために、残余財産の分配に関して最も劣後する請求権のみを資本に分類し、基本的所有商品という金融商品の保有者を会計主体の所有者とみなす考え方である。公表当時は、負債の定義と独立して資本を区分するため、負債と資本の区分の恣意的な操作を排除するものとして負債確定アプローチよりも望ましい最適なアプローチであるとされていた^{18,19}。

17 山田[2012]、53頁。

18 片平、田中[2014]、14頁。

19 また齋藤[2010]、303頁においても、「まず、資産と負債を確定させた後、その正味として機械的に資本を導く現行の資産・負債アプローチに対して、資本の確定を負債に先行させる考え方は、資産総額を負債と資本のいずれかに分ける単純な二分法の枠内で、従来の資本概念に含まれる欠陥を解決しようとするものと言ってよい。」としている。

しかし、基本的所有アプローチは、資本の範囲が狭く限定されるため、協同組合における出資金などは資本とされず、負債に分類されることになり、資本に計上されなくなってしまうという問題が生じた。さらに、残余財産の分配に関する劣後株式を発行した企業についても同様の問題が生じる可能性があった^{20,21}。このような問題から、基本的所有アプローチは批判されるようになり、その結果棄却されるに至った。

(2) 予備的見解以後の動向

予備的見解公表以降もIASBとFASBは貸方区分についてのアプローチを検討している。例えば、所有・決済アプローチ、期待結果再評価アプローチ、アプローチ4、損失吸収アプローチなどである。これらのアプローチは全て、資本を資産と負債の差額と定義せず、資本について積極的に定義付けするというものであった。

しかし、概念フレームワークにおいて整合的な定義を導くことができるアプローチはなく、その結果、2010年にIASBとFASBはこれまでに検討してきた全てのアプローチについて、いずれも採用しないと決断した。つまり、これをもって負債と資本の区分問題は凍結されたのである。

第3節. スtock・オプションの貸方項目表示に関する各国基準の変遷

3-1-1. 米国会計基準の変遷

(1) 会計原則審議会意見書第25号「従業員に発行した株式の会計」(Accounting Principles Board Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees* : 以

20 野口[2010]、73頁。

21 齋藤[2010]、303頁においても、このアプローチの前提がこれまでとは異なることから、「ただし、そうした試みは、資産・負債アプローチがどこまで基準開発の基本原理であり続けるかを不透明にする可能性もある。負債の定義にもよるが、資産に一元化した概念の再構築が必要かもしれないし、資産も負債も資本から独立でないとすれば、むしろ資本ないし持分に一元化した体系に戻るかもしれない。」としている。

下、APBO25)

APBO25では、当該コール・オプションに報酬性がない場合、いくつかの条件が最低限付随すると考え、この条件に当てはまらないものをストック・オプションと捉えた²²。従業員等へストック・オプションが付与されたとき、本源的価値によりストック・オプションの権利行使価格が、オプションの価値測定日の自社株式の市場価格よりも低く設定されている場合、その差額のうち従業員等へ役務を提供した会計期間の報酬費用を計上すべきであると指摘した²³。また、このオプション価値測定日は、従業員等へストック・オプションが付与された時点が適当であるとし、この時点での本源的価値での報酬費用を認識すべきであると規定している²⁴。

しかし、前述したとおり、当時企業が従業員等へストック・オプションを付与する際には、ストック・オプションの権利行使価格が付与日の自社株式の市場価格と同じか、より高い場合が一般的であった。これにより、APBO25のもとでは、ストック・オプションの付与時点で、報酬費用の財務諸表への計上が必要とされず、会計処理が行われていなかったのである。つまり、APBO25が採用されていた当時、ストック・オプションの付与に伴い報酬費用を計上する企業は極めて稀であり、このような事情からAPBO25でも相手勘定をどうするかについての規定は盛り込まれていない。しかし、ストック・オプションが権利未行使のまま失効した場合の会計処理として、株主持分から減額しなければならないという規定がある²⁵。このことから、APBO25によると本源的価値による報酬費用の計上が必要とされた場合の相手勘定を、株主持分として理解していたのではないかと推測できる²⁶。

22 AICPA[1972]、para.7。APBO25で挙げられている条件とは、①一定勤務条件を満たす、正社員全員に提供される場合、②均等、あるいは給料などの一定割合を基準として提供されている場合、③ストック・オプションの権利行使期間が合理的な期間に制限されている場合、④株価からの割引額が株主等に対して発行する場合よりも大きくない場合、の4つである。

23 AICPA[1972]、paras.11-12。

24 AICPA[1972]、para.10。

25 AICPA[1972]、para.14。

26 AICPA[1972]、para.3。相手勘定を株主資本として認識すべきかどうかはAccounting Research Divisionにより検討されていたことが明記されている。

(2) 財務会計基準書第123号「株式を基礎とした報酬の会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.123 : *Accounting for Stock-Based Compensation* : 以下、SFAS123)

上述のとおり、APBO25のもとでのストック・オプションに関する報酬費用の計上は、ほぼ稀であった。しかし、時代とともに株式報酬取引が発展し、複雑化するにつれ、ストック・オプションに関してもAPBO25の規定では不十分となってきた。特に、同じストック・オプション取引であり、業績等で権利行使条件が変わる条件変動型ストック・オプションが新たに創出され、従業員等へストック・オプションを付与した時点で本源的価値を測定する方法では、時間的価値が考慮されないのが、条件固定型のストック・オプションとの間で会計基準適用上の不備が生じていた²⁷。

このような状況を踏まえ、1993年にFASBはAPBO25にかわる会計基準設定に向けた公開草案を公表した。この公開草案では、ストック・オプションの価値測定を従業員等に対するストック・オプション付与時点に統一し、これまでの本源的価値ではなく、強制的に公正価値で測定することで、ストック・オプション取引に係る報酬費用の財務諸表への計上を促そうとした。しかし、この公正価値の義務付けに産業界から強い反発を受けた。FASBはこの反発に屈する形で、SFAS123は公正価値による強制的な測定をとりやめ、原則として公正価値により測定し、本源的価値による測定も容認する形とした。ただし、SFAS123では、本源的価値により測定する場合でも、公正価値による測定によれば影響を受けた当期純利益および一株当たり利益の変動について、注記事項として開示することを定めている²⁸。

その後、米国ではストック・オプションに関係した会計不正事件が起り、経営破綻する企業が増加したことから、このストック・オプションの会計処理に関する問題は大きく注目されることとなり、これまで本源的価値により測定してきた企業のうち、自主的に公正価値による測定を行う企業も出てきたが²⁹、

27 與三野[2002]、15-16頁。

28 FASB[1995]、para.45,47。

29 FASB[2004]、para.B5。

SFAS123は本源的価値による測定を否定しておらず、依然として本源的価値による測定を続ける企業も多く存在した。このような状況では、企業間における会計情報の比較可能性が損なわれ、情報利用者から公正価値による測定を強制すべきであるとの意見が強まった³⁰。

公正価値による測定の義務付けの要請が高まるにつれ、公正価値により測定した場合の報酬費用の計上額に関心が集まるようになった。このストック・オプション取引にかかる報酬費用計上額が多額なものとなると同じく、相手勘定も多額なものとなる。すでにAPBO25の規定では、本源的価値による測定で報酬費用の計上が必要な場合は株主持分を相手勘定とすると想定された。ただし、APBO25では、なぜ株主持分とするかについての説明はされていない。

FASBは、これまでの会計基準が首尾一貫した会計理論体系に基づいて形成されておらず、これにより会計理論以外の影響により会計基準がゆがめられているとの批判を受けた³¹。この批判を受け、FASBは概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の定義に矛盾しない会計基準を設定すべく検討を重ねた。

(3) 改訂財務会計基準書第123号(Statement of Financial Accounting Standards No.123(R) : *Accounting for Share-Based Payment (revised 2004)* ; 以下、SFAS123(R))

以上のように、ストック・オプションに関連した会計不正事件などから、米国におけるストック・オプションにかかる会計基準を取り巻く環境により、公正価値による測定を義務付ける動きが活発化した。しかしその一方、未だSFAS123は本源的価値による測定を容認していた。

同じころ、国外ではIASBがストック・オプションを公正価値により測定することを義務付ける会計基準について議論を始め、2002年には公開草案を、そして2004年には国際財務報告基準第2号「株式報酬」(International Financial Reporting Standard No.2, *Share-Based Payment* ; 以下、IFRS2) を公表した。

30 FASB[2004], paras.B4-B6.

31 宮川[2006]、133頁。

FASBはこのような国際的な動きに合わせる形で、2002年9月にIASBとノーワーク合意を取り交わし、SFAS123の見直しに着手した。その結果、2004年12月、SFAS123(R)が公表された。

SFAS123からSFAS123(R)への改定で最も注目すべきは、SFAS123では従業員等へストック・オプションを付与し公正価値により測定した際において、計上される報酬費用の相手勘定が全て株主持分として認識されるのに対し、SFAS123(R)ではストック・オプションの決済方法に注目し、当初負債として認識する場合も見られることである³²。

SFAS123(R)では従業員へ付与されるストック・オプションが、以下のいずれかの条件を満たす場合、株主持分として認識される会計処理とは異なる方法により処理しなければならないとしている³³。

- ・ 財務会計基準書第150号「負債と資本の両方の性質をもつ金融商品の会計処理」(*Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, : 以下、SFAS150) に規定されるような資本としての性質を有しない場合。
- ・ もととなる株式が負債として分類される場合。
- ・ 現金あるいはその他の資産によりストック・オプションの決済が要求されている場合。
- ・ 株価、業績、勤務期間といった（権利確定にかかる）条件ではなく、ある特定の条件に応じて報酬が調整される場合。

このうち、SFAS150ではストック・オプションのような株式報酬取引は対象外としているが、将来、ストック・オプションが権利行使された場合に、企業側に強制的な償還が義務付けられているものについては、SFAS150を適用することとした³⁴。つまり、当初、SFAS123では、従業員等に付与するストック・オプションは将来の権利行使の際に、自社株式を優先的に購入することつま

32 これは日本のストック・オプションには見られない制度であり、以下、各国比較の対象となるものは、持分決済型のストック・オプションに限定する。

33 FASB[2004]、paras.28-35.

34 FASB[2004]、paras.29-30.

り、持分決済型が前提とされていたのに対し、株式報酬の形態が複雑化するなかで、ストック・オプションの決済方法に着目した会計基準作りが進められたのである³⁵。将来、ストック・オプションが権利行使された場合、現金などの資産が減少する決済方法、つまり現金決済型による場合、従業員等へのストック・オプションの付与が株主持分の増加取引に結び付かなくなるのである。

また、ストック・オプションには、権利行使時点の状況により、持分決済型か現金決済型かについての選択権が付されている場合もあり、従業員等へのストック・オプションの付与が単純に株主持分の増加とは考えにくくなってきたのである³⁶。したがって、SFAS123(R)では、ストック・オプションの決済方法に注目し、ストック・オプションの付与時点において公正価値による測定、報酬費用の計上を前提とし、その後の決済方法に基づいて相手勘定を負債とするか、株主持分とするかの判断を行うとしたのである。

SFAS123(R)では、ストック・オプションが現金決済型により当該報酬費用の相手勘定が負債として表示される場合、持分決済型のストック・オプションとは異なり、ストック・オプションは毎期末に公正価値により再測定されることとされている³⁷。つまり、SFAS123は従業員等へ付与されるストック・オプションを持分決済型とするとの前提で公正価値測定を行うと考えていたものであるが、SFAS123(R)ではそれぞれの株式報酬取引に見合った、より細かな会計処理において、公正価値測定を行うと改訂されたといえる。

以上のように、現行の米国会計基準であるSFAS123(R)では、従業員等へ付与されるストック・オプションは決済方法により、報酬費用の相手勘定が負債となるか、株主持分となるか分類される。このような決済方法の違いにより区分表示が異なるのは、そもそも持分決済型のストック・オプションは、株主持分の増加取引であるという前提から生じたものであるといえよう。

35 宮川[2006]、136頁。

36 宮川[2006]、136頁。

37 FASB[2004]、para.37。

3-1-2. 現行制度における規定

米国の現行制度では、以上のように決済方法の違いにより貸方項目に違いはあるものの、日本の制度と合致するストック・オプションを発行した場合は、発行時にその対価を株主資本に参入することとなる。これは株主とストック・オプションを有するものを同質のものとする考え方により、株式への払い込みとストック・オプションの払い込みとを区別することなく、権利行使前から同質の立場のものであるとしているためである³⁸。

米国では、ストック・オプションはFASBの概念フレームワーク第6号「財務諸表の構成要素」第35パラグラフにおける、負債とは、「過去の取引または過去の事象の結果として、ある特定の実体がほかの実体に対して、将来、資産の譲渡または役務の提供を行わなければならない現在の債務から生じる、派生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である³⁹」との定義から鑑みると、ストック・オプション権者は会社に対して請求権を有するものの、権利行使された時には、会社は株式を行使条件に従って発行するだけであり、何らかの資産を犠牲にすることはない。また、株式は資産ではないと考えられることから、ストック・オプションは負債ではないとされたのである。

つまり、FASBの概念フレームワーク第6号は負債に該当しないものは全て資本としており、負債と資本は相互排他的な概念として把握されている。よって、持分決済型のストック・オプションが負債でないとするれば、資本に含めるしかないのである。

3-2-1. 国際会計基準の変遷

国際会計基準では、IFRS2以前にはストック・オプションに関する会計基準が存在しなかった⁴⁰。しかし、株式報酬取引の多様化、複雑化が進むにつれ、

38 斎藤[2010]、280頁。

39 平松、広瀬[2002]、301頁。

40 国際会計基準第19号「従業員給付」(International Accounting Standard No.19, *Employee Benefits*)では、株式報酬が適用範囲に含まれていたが、規定されていたのは開示に関するもののみであり、具体的な会計処理については規定がない。

重要な会計問題としてストック・オプションが捉えられるようになった。このような状況の下、2000年7月に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：以下、IASB）およびG4+1グループの討議資料「株式報酬の会計（*Accounting for Share-Based Payment*：以下、IASB討議資料）」が公表された。

IASBはこのIASB討議資料をもとに株式報酬に関する会計基準公表に向けて検討を行い、2002年11月7日、ストック・オプション等の費用計上を義務付ける公開草案第2号「株式報酬」（*Exposure Draft No.2, Share-Based Payment*：以下、ED2）を公表した。その過程で米国ではFASBがSFAS123の再検討を行い始めたので、IASBとFASBの共同による検討も行われた。その結果、ストック・オプションに関する会計基準は、IASBとFASBではほぼ同じものとなったのである。

IFRS2において従業員等へストック・オプションを付与する場合、公正価値によって測定を行い、会計期間に計上する報酬費用の相手勘定をどのようにするかについては、前述したSFAS123(R)と基本的な考え方は同じである。つまり、付与したストック・オプションが持分決済型であるか、現金決済型であるかにより会計処理が異なることになる⁴¹。また、この決済方法に選択権が付されている場合は、その条件に従い、当初は負債として扱い、実際の権利行使が持分決済でなされた場合はその時点で負債から株主持分に振替処理が行われることとなった⁴²。IFRS2がストック・オプションの決済方法に着目し、それにより計上すべき報酬費用の相手勘定を負債とするか株主持分とするかは、SFAS123(R)と同じくIASBが設定する概念フレームワークをもとにして認識することとなっている⁴³。

41 今後の議論で比較対象とするのは、米国と同様、持分決済型のストック・オプションに限定する。

42 IASB[2004]、paras.34-42.

43 宮川[2006]、138頁。

3-2-2. 現行制度における規定

IASBの概念フレームワーク第49パラグラフ(b)において、負債は「過去の事象から発生した特定の企業の現在の債務であり、これを履行するためには経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう」と定義されている。これはFASBとほぼ同様の考えであり、持分決済型のストック・オプションは資本に分類される。

3-3-1. 日本における会計基準の変遷

(1) 新株引受権付社債

日本においてストック・オプション制度が注目されるようになったのは、1995年にソニーが新株引受権付社債の新株引受権部分を疑似的なストック・オプションとして利用し始めたことである⁴⁴。当時、日本では商法上の制約から、自社株式のコール・オプションを株式報酬として発行することが容易なことではなかった。したがって、ストック・オプションを株式報酬制度として採用したい企業は、新株引受権付社債を用いることでソニーのように疑似的なストック・オプションを利用した株式報酬取引を行っており、資金力の乏しいベンチャー企業を中心に採用企業が増加していった。

この新株引受権付社債を用いた疑似的ストック・オプションにかかる会計処理は、当該社債を発行した時点では、新株引受権部分を従来通り負債の仮勘定として処理していた⁴⁵。その後、企業による新株引受権部分の買い戻しにより相殺処理が行われ、次に買い戻した新株引受権を従業員等へ付与する際に、買い戻し金額に応じた報酬費用の計上が行われ、再び新株引受権を付与した際も、負債の仮勘定として計上されることとなった⁴⁶。しかし、当時のこの処理は、報酬費用は疑似的ストック・オプションの本源的価値でも公正価値でもなく、あくまでも新株引受権を疑似的なストック・オプションとして利用するための便宜的な会計処理であったといえる。

44 詳しくは千葉[1997]を参照。

45 日本公認会計士協会会計制度委員会[1994]、與三野[2002]、34-37頁。

46 與三野[2002]、36頁。

(2) 自己株式方式および新株引受権方式

その後の1997年の商法改正により、株式報酬取引として自己株式の取得を認める自己株式方式と新株引受権の単独発行である新株引受権方式が導入された。これらに共通する会計処理の特徴として、提供する自社株式のコール・オプションを無償とすることで、従業員等へストック・オプションを提供する際の会計処理が一切行われなくなり、取引過程がオフバランスされるといった点が挙げられる。つまり、新株引受権付社債方式における負債の仮勘定が増加するといった処理が行われなくなったのである。この意味で、自己株式方式と新株引受権方式では会計情報が財務諸表に反映されなくなり、会計情報の透明性が失われたといえよう。

(3) 新株予約権方式

2001年6月の商法改正により金庫株制度が導入され、次いで11月の商法改正では、新たに新株予約権及び新株予約権付社債⁴⁷という制度が導入された。これは、これまで株式報酬取引に利用してきたストック・オプション（新株引受権）だけでなく、その他の自社株式のコール・オプションの発行手段であった転換社債や新株引受権付社債などについて、商法上異なる条文規定であったものを整理・統合したものである。

この新株予約権及び新株予約権付社債が導入される前に、これらそれぞれのコール・オプション発行には多くの制約があった。たとえば、自社株式方式の場合、発行に対する定款の定めが必要でないのに対し、新株引受権方式の場合には必要であったり、また、両者ともにオプション発行可能数が、発行済株式数の10分の1であったりなどの制約が挙げられる⁴⁸。しかし、この新たに導入された新株予約権は、株式報酬取引としてストック・オプション（新株予約権）発行に関する規制が緩和されたので持分決済型のストック・オプション制度として利用しやすいものとなった。しかし、株式報酬取引としてストック・オプ

47 ここで新株予約権付社債とは従来の非分離型新株引受権付社債と転換社債の両方を含んでおり、分離型の新株引受権付社債は含まれていない。

48 柴[1999]、93頁。

ションを利用しやすくなったものの、依然として、新株予約権方式では新株引受権方式と同様に、ストック・オプションを従業員等へ無償で付与する場合、取得原価主義を採用する商法など形式に従うので、やはり一切会計処理が行われないといった問題点は残されたままであった。

(4)「ストック・オプション会計に係る論点の整理」(以下、論点整理)

度重なる商法改正により、株私費報酬取引としてストック・オプション制度を採用する企業が増加する中、日本のストック・オプションに関する会計基準設定に対する対応は当時の国際的な会計基準整備の動向から遅れを取っていた。このような状況で、ASBJは緊急性が高い検討課題として、ストック・オプション専門委員会を設置し、2002年12月に論点整理を公表した。

論点整理においてストック・オプションを株式報酬取引として利用する際、会計基準設定上の主な論点が列挙されており、本章のテーマである貸方区分、つまり費用認識の相手勘定についてもそこに含まれている。論点整理では、この相手勘定の代表的見解について、以下のように述べられている。

- (1) 当初から資本として性格が確定であると考え(確定的資本説)。
- (2) 当初は資本としての性格が確定していないと考える(暫定的資本説)。
 - i 権利確定日に資本としての性格が確定すると考える。
 - ii 行使期間開始日に資本としての性格が確定すると考える。
 - iii 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える。

確定的資本説によると、従業員等へのストック・オプションを提供した場合、当該ストック・オプションは自社株式の交付と会計上同じ性質のものと考えられる。これはSFAS123(R)とIFRS2と同様の考え方である。ただし、ストック・オプションの失効については会計処理に相違が生じる。付与日以降のストック・オプションの価格の変動を会計上反映させる必要がないが、ストック・オプションが失効した場合には、そのタイミングにより会計処理が異なる点である。そして、その際の会計処理も2種類に分類される。

一つ目は、ストック・オプションの失効があっても、一度計上した報酬費用の取消しを行う必要がなく、失効による株主資本の変動も認識しないとの考え方である。二つ目はストック・オプションの付与日以降、権利確定日までにお

いて、権利確定条件を満たさないまま失効する可能性はゼロではないので、まず過去の実績に基づきストック・オプションの付与日に失効確率を考慮に入れた公正価値評価を行い、そしてその公正価値をもとにして、権利確定日までに従業員等から実際に提供された役務の対価として認識する一方、権利未確定のまま失効した部分を調整して正味の報酬費用の計上を行おうとする考え方である。そして、この処理により計上された報酬費用の相手勘定は、当初から株主持分が増加したと考えるのである。

SFAS123では当初、一つ目の考え方を採用していたが、SFAS123(R)ではIASBとのコンバージェンスの観点より、IFRS2と同様の2つ目の考え方へ変更した。その意味で、SFAS123(R)およびIFRS2では確定的資本説がとられているといえる。

これに対し日本では、すでに述べたように、法的形式に従った会計処理が優先されてきた。しかも、その法的形式に従った会計処理は、SFAS123(R)やIFRS2で議論されていた本源的価値や公正価値のどちらでもない処理が行われており、それまでの会計慣行に従った議論がなされていただけであった。もし、このような会計慣行に従って、ストック・オプションの権利行使があったかどうかを確認できるまで株主資本として繰り入れるかどうかの判断を保留にしていることに着目するならば、暫定的資本説に分類されるであろう⁴⁹。

このように、暫定的資本説の立場をとる日本のような考え方は、SFAS123(R)やIFRS2で見られるような概念フレームワークに準拠した会計基準作りとは大きく異なる。特に、日本では法的に株主資本参入要件が厳しく規定されているので⁵⁰、この時点でストック・オプションにかかる会計基準においては、ストック・オプションの処理について法的形式に大きく依存していたと考えられよう。

(5) 日本基準

上記論点整理をもとに検討が重ねられ、2004年12月にストック・オプション

49 宮川[2006]、141頁。

50 野口[1999]、38-39頁。

を費用に計上する企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」（以下、旧公開草案とする）を公表し、その後2005年10月に企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプションに関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、両者を合わせて新公開草案とする）を公表され、その後最終的に日本最初のストック・オプションに関する会計基準として日本基準が公表されたのである。

注目すべきは、日本基準公表に至るまでに公開草案が二度も公表されていることである。これによりこの旧公開草案と新公開草案との間に、大きな修正が行われたことが伺える。この両者の差異を確認することは、日本基準における会計的な考えを理解する上で重要であると考えられる。

両者を比較してみると、これまで見られなかった公正価値による測定の実用が前提となっている点で共通しているが、大きな相違点として、公正価値による測定を行い計上することとなった報酬費用の相手勘定について、旧公開草案では負債の仮勘定としていたのに対し、新公開草案では純資産の一部として表示区分を変更していることである。

公正価値による測定により、従業員等へストック・オプションを付与した時点で報酬費用を計上する場合、相手勘定の性格が将来、実際に権利行使されて初めて株主資本として性格が確定するのであると考えるのであれば、権利確定日以降であってもストック・オプションが失効した場合には株主資本にはならないと考えられる。その場合、貸借対照表の貸方区分に負債と資本の二区分制を採用し、しかも資本への算入条件が法的に制限されていたので、旧公開草案にあるとおり、当初、相手勘定を負債の仮勘定とすることは極めて適当な会計処理であったといえよう。しかし、新公開草案では、負債の仮勘定ではなく、新たに純資産の一部として表示すべきであると変更された。

ここで、この相手勘定をSFAS123(R)やIFRS2で規定されている「株主持分」ではなく「純資産の一部」としているところが重要である。日本では旧公開草案公表時に、ストック・オプションには返済義務がないことから、SFAS123(R)やIFRS2と同様の考え方に立ち、株主資本として表示区分すべきではない

かとの考え方もあり⁵¹、依然としてストック・オプションの表示区分が論点とされた。

前述したが、これまでの日本におけるストック・オプションの会計実務において法的形式を尊重するのであれば、ストック・オプションは株主資本とはなりえない。一方SFAS123(R)やIFRS2と同様に、財務諸表の構成要素に関して会計的な定義のもとで負債には資産の減額を伴う返済義務の要否により、負債か資本か判断すべきであるとの考えに基づけば、ストック・オプションを負債や負債の仮勘定と表示することは適当ではない。

このようにストック・オプションの表示区分については、判断となる何らかの指針や基準に従わなければ、依然として定まりようがない⁵²。また、この場合、既存の会計基準との整合性を図ることも重要である。

旧公開草案では、1999年に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」および「金融商品に係る会計基準」との整合性を図るため、ストック・オプションの報酬費用の相手勘定は負債の仮勘定とされた。これを考えれば、新公開草案および日本基準においてストック・オプションを純資産の一部として表示するとの判断は、大きな変化をもたらしたものと見える。

ASBJでは、旧公開草案公表以降、ストック・オプションの表示区分問題が単なるストック・オプションにかかる会計処理問題にとどまらないとし、貸借対照表における貸方項目の表示区分について検討を始めていた。その結果、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（以下、両者を合わせて貸借対照表の表示基準とする）が公表された。

また、この貸借対照表の表示基準は、日本版概念フレームワークの考えに従ったものであり、この中で、ストック・オプションが日本版概念フレーム

51 宮川[2006]、142頁。

52 詳しくは徳賀[2003]。

ワークに盛り込まれた負債の定義に合致しないことから、旧公開草案にあったような負債の仮勘定としても適さず、純資産の一部として表示されることとなったのである。

このストック・オプションの表示区分について、一見するとSFAS123(R)およびIFRS2との足並みがそろっているかに見えるが、純資産の一部とされたストック・オプションが失効した場合の処理については、日本基準とSFAS123(R)およびIFRS2において大きく異なる。日本基準では、従業員等へストック・オプションを付与した時点に公正価値による測定により報酬費用を計上することとなった相手勘定を純資産の一部としながら、ストック・オプションに失効が生じた場合は、その部分について利益として戻入処理が行われる⁵³。これはSFAS123(R)やIFRS2に見られるように、当初より相手勘定を株主持分として認識し、権利確定日以降の施行部分については一切会計処理を行わないとする立場とは考え方が異なるのである。

3-3-2. 現行制度における規定

日本における貸方区分について規定する会計基準は前述したように、貸借対照表の表示基準である。この基準から、貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部に区分され、純資産の部は株主資本と株主資本以外の各項目に区分されることになり⁵⁴、ストック・オプションは純資産の部のその他の項目において、新株予約権として計上されることとなった。

日本版概念フレームワーク第3章5項において、負債は「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」と定義され、そこから、ストック・オプションは返済義務のある負債にあてはまらないことから、負債ではないとされ、純資産として表示することとなった。

このように、日本版概念フレームワークは米国会計基準や国際会計基準とほ

53 企業会計基準委員会[2005b]、46項。

54 企業会計基準委員会[2005a]、4項。

ほぼ同様の内容となっている。違いは、米国会計基準や国際会計基準が、持分決済型のストック・オプションについて、初めから株主持分としているのに対し⁵⁵、日本ではストック・オプションは初めから株主持分とならないことである⁵⁶。これは、権利行使期間に未行使のまま失効してしまう可能性があるためであり、最終的に権利が未行使のまま権利行使期間の後に失効してしまったものは、それまで純資産の一部として表示されていた新株予約権を、戻入益として利益計算に組み入れるためである。

第4節. ストック・オプションの表示についての問題点

日本におけるストック・オプションの表示について、ストック・オプションそれ自身が明示的であれば、負債または資本のどちらかに区分されても大きな問題ではないとの意見⁵⁷や、かつて負債の仮勘定とされたストック・オプションが、今度は資本の仮勘定として表示区分の変更がなされたとの意見⁵⁸がある。このような意見をまとめると、ストック・オプションの表示については以下のような問題点が浮かび上がる。

まずは、損益計算からの問題点である。日本版概念フレームワークでは会計情報として純利益の有用性を高く評価している⁵⁹。

55 斎藤[2010]、281頁によると、ストック・オプション、つまり新株予約権という条件付きの潜在株式を無条件に株式と同一視していることは、そもそも株主持分となるための必要条件が無視されており、それは株主持分が資産と負債の差額であると定義した概念フレームワークによるものだという。株主持分となりうる権利行使という必要条件を無視して株主持分とした以上、その条件が不成立したとしても持分であることには変わりがなく、失効したからといって利益に戻し入れる必要もないという趣旨であろうとしている。

56 斎藤[2010]、281頁によると、わが国は、権利行使の条件が充足して初めて株主資本の要素に加わる。これは、何より会社法が拠出資本を払い込まれた額で決めているからであろうとしている。

57 名越[2003]、35頁。

58 野口[2006]、63頁。

59 企業会計基準委員会[2004b]、20頁。

今日、企業会計における利益概念には包括利益と純利益の2つがある。包括利益は、期首と期末の純資産の差額から導かれるものであり、貸借対照表が取得原価主義で統一的に作成されていれば、包括利益と純利益は一致するのである。しかし、包括利益には、貸借対照表の一部が時価評価されることにより生じる未実現利益が含まれているので、実際には包括利益と純利益とが一致することはない。つまり、純利益にはそのような時価評価から生じる未実現利益が含まれることはないのである。つまり、その結果、純資産の中に株主資本とその他の要素を設けることで、純利益を生み出す源泉としての正味株主資本を明らかにすることができるのである。

会計情報の利用者にとって、会計情報の有用性の有無は大きな問題である。しかし、包括利益ではその有用性が必ずしも十分ではないと判断されている。一方、純利益は企業活動における収益性や効率性といった情報が、正味株主資本を明らかにすることで得られやすくなり、それが企業価値評価において不可欠な情報であることから、有用性が高く評価されているのである⁶⁰。

日本においてストック・オプションは、負債の部の仮勘定から純資産の部に表示場所が変更されたが、損益計算の観点からすれば、これはストック・オプションを負債と扱っているのと同じであると言える。日本では、日本版概念フレームワークを背景とし、ストック・オプションは純資産の部において株主資本とは異なる区分に表示されることとなった。しかし、「損益計算の側面では、従来の考え方が踏襲されており、貸借対照表における表示方法とねじれ現象を起こしているのである。⁶¹」

また、法的形式からの問題点もある。日本基準において、純資産の一部として表示区分された新株予約権は従業員等へ提供された段階で、未だ既存株主との直接的な取引であるとはみなされていない。つまり、FASBやIASBのような、ストック・オプション保有者が潜在的株主であることから、既存株主と概念的には同じであるという考え方は、日本の法的形式においては受け入れられ

60 宮川[2006]、145頁。

61 野口[2006]、66頁。

ないのである。この意味で、日本において貸借対照表における純資産の区分は、法的形式に基づく株主資本とは一致していない。日本基準において、ストック・オプションは純資産の一部として新株予約権として計上され、それが失効によって企業利益として戻入処理されることの根拠は、従業員等にストック・オプションを付与した時点では、法的形式によっても資本取引として成立していないことに配慮しているとも考えられる⁶²。このような観点から日本基準を鑑みると、「かつて負債の仮勘定とされたESO（新株予約権）が新株予約権制度へ変更された際、今度は資本の仮勘定としてESO（新株予約権）として表示区分の変更がなされたと解釈することも可能である⁶³」との意見もある。

第5節. おわりに

従業員等に対して付与されるストック・オプションに関する会計処理は、FASBおよびIASBではほぼ同様の処理となっている。本稿で扱った報酬費用の相手勘定に関しては、当初より株主持分としてとらえており、それぞれが設定する概念フレームワークの類似性によるものであるといえよう。

一方、日本の企業会計原則は、貸借対照表の貸方を負債と純資産に区分する事を要請しているが、どのようなアプローチにより貸方を区分するのかについては明示されていない。

日本では、法的な形式に制約されていたこともあり、ストック・オプションは一貫して負債の仮勘定として表示されてきた。この背景には、資本確定アプローチの考え方が存在していたのである。そして、国際的な会計基準のコンバージェンスにより、日本基準を導入し、IFRS2との調和を図り、会計情報の比較可能性を保つためにも日本版概念フレームワークをもとにストック・オプションを負債の仮勘定から純資産の一部として表示することとなった。その一

62 宮川[2006]、146頁。

63 宮川[2006]、146頁。

方で、ストック・オプションが権利行使の有無が確定してから株主資本となるかどうかは確定され、仮に権利未行使のまま失効した場合、利益として戻入処理されることになる。

しかし、ストック・オプションについて、国際的な会計基準との調和を図ろうとする目的のもとで、負債としてではなく純資産の一部として表示されることとなったストック・オプションが、その後利益として戻入処理されることに情報利用者は混乱しないのであろうか。ストック・オプション取引に係る会計処理についてのASBJとFASBおよびIASBとの会計概念の違いについて、積極的に情報を提供し、広く合意を得られなければ、純資産の一部を利益として戻入処理すること自体が極めて異質なものと捉えられるのではないだろうか。

日本基準においてストック・オプションを純資産の一部として表示する規定により、国際的にコンバージェンスが図られたとはいえないほど、この差は大きいものであると考える。ましていまやアドプションが望まれる中、この違いは無視できるものではない。この失効に伴う戻入処理は、株主資本を企業利益として戻入処理したとの誤解を招きやすく、未だ解決されていない重大論点であるといえる。

このような問題について、負債とも資本とも決めにくい金融商品をいずれか一方に分類し続けるのは、「負債か持分かの区分を超えて資本と利益の区分に影響が及んでも、なお堅持されなければならない原則なのか疑問である⁶⁴」との意見もある。このようなことから、これからの会計が資産と負債を重視するのか、それとも資本と利益を重視するのか、その選択をしなければならない時に差し掛かっているといえよう。

日本では純利益の有用性を高く評価していることから、純資産の部に株主資本とその他の項目を設け、株主資本を強調したものとなっている。現在IASBは新たな概念フレームワークの設定に向け、検討を行っているが⁶⁵、この共同

64 斎藤[2006]、25頁。

65 2012年からプロジェクトを開始し、2013年7月に「討議資料『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」、さらに2015年5月に「公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』」を公表し、2017年に最終盤の概念フレームワークを公表する予定となっている。

作業が決定した時、ストック・オプションに関する国際的な会計基準の在り方に何らかの影響があるであろうし、日本の日本基準におけるストック・オプションの表示に関しても再考する必要性が生じる可能性は大きく、今後の動きに注目したい。

【参考文献】

- ・ American Institute of Certified Public Accountants [1972], Accounting Principles Board, Opinion No.25, *Accounting for Stock Issued to Employees*, AICPA. 日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会、1978年。
- ・ Beresford, D.R. [1995], "How Should the FASB Be Judged?" *Accounting Horizons*, (June), pp.56-61.
- ・ Dechow, P. M., A.P.Hutton and R.G.Sloan. [1996], "Economic Consequences of Accounting for Stock-Based Compensation," *Journal of Accounting Research, Supplement*, Vol.34, No.3, pp.1-20.
- ・ Deloitte Touche Tohmatsu [2004], *Share-based Payment: A Guide to IFRS2*, Deloitte Touche Tohmatsu (April).
- ・ Financial Accounting Standards Board [1985], Statements of Financial Accounting Concepts Statements of Financial Accounting Concepts No.6: *Elements of Financial Statements*, 1985. 平松一夫、広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 増補版』中央経済社、2002年。
- ・ Financial Accounting Standards Board [1993], Exposure Draft: *Accounting for Stock-based Compensation*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.123: *Accounting for Stock-Based Compensation*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [1997], Statement of Financial Accounting Standards No.128: *Accounting for Earning par share*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [2002], Statement of Financial Accounting Standards No.148: *Accounting for Stock-Based Compensation-Transition and Disclosure*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [2003], Statement of Financial Accounting Standards No.150: *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [2004], Statement of Financial Accounting Standards No.123(R), *Accounting for Share-Based Compensation (revised 2004)*, FASB.
- ・ Financial Accounting Standards Board [2007], Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, FASB.
- ・ International Accounting Standards Board [2002], Exposure Draft: *Share-based Payment*, IASB. 財務会計基準機構訳『公開草案第2号 株式報酬』2002年。
- ・ International Accounting Standards Board [2004], International Financial Reporting Standard 2: *Share-based Payment*, IASB. 財務会計基準機構訳『国際財務報告基準書』、2005年。
- ・ International Accounting Standards Committee [1989], *Framework for the Presentation and*

ストック・オプションに関する貸方表示区分の再検討

Preparation of Financial Statements, IASC. 日本公認会計士協会訳「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」『国際会計基準書2001』、同文館、2001年。

- ・ International Accounting Standards Committee [1998], International Accounting Standard No.19: *Employee Benefits*, IASC.
- ・ International Accounting Standards Committee [2000], G4+1 Position Paper: *Accounting for Share-based Payment*, IASC. 財務会計基準機構訳『G4+1ポジション・ペーパー 株式報酬制度の会計処理』2001年。
- ・ International Financial Reporting Interpretations Committee [2006], International Financial Reporting Interpretations Committee 8: *Scope of IFRS2*, IFRIC.
- ・ 今福愛志・田中建二 [2001]、「負債と資本の区別再考」『企業会計』第53巻第9号(9月)、103-108頁。
- ・ 伊藤邦雄 [1996]、『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- ・ 伊藤邦雄 [1997a]、「ストック・オプション制度の導入と会計上の課題」『旬刊商事法務』第1463号(7月15日)、2-6頁。
- ・ 伊藤邦雄 [1997b]、「ストック・オプション制度の諸課題」『企業会計』第49巻第9号(9月)、170-177頁。
- ・ 池田幸典 [2010]、「負債及び持分概念規定のあり方をめぐる検討」『會計』(6月)、15-27頁。
- ・ 上田幸則 [2003]、「アメリカにおけるストック・オプション会計への対応—財務会計基準ステイトメント第148号「株式に基づく報酬に関する会計—移行措置および開示—」について—」『浜松大学経営情報学部論集』第16巻第1号(6月)、1-14頁
- ・ 大城建夫 [2001]、「ストック・オプション会計の問題点と課題」『産業総合研究』第9号(3月)、57-67頁。
- ・ 大塚成男 [1995]、「ストック・オプションをめぐるFASB基準設定プロセスの動揺」『産業経理』第55巻第3号(10月)、67-77頁。
- ・ 大日方隆 [2002]、「利益の概念と情報価値：純利益と包括利益」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社、43-55頁。
- ・ 加井久雄 [1999]、「ストック・オプションの会計処理問題について」『新潟大学経済論集』第66号(3月)、1-19頁。
- ・ 片平和代、田中弘 [2014]、「新株予約権の本質と貸借対照表上の表示区分—負債と資本の区分表示の必要性と問題点—」『商経論叢』第49巻第4号(5月)、1-23頁。
- ・ 柘田龍三 [2001]、『自己株式会計論』白桃書房。
- ・ 川村義則 [2004a]、「負債と資本の区分表示と資本利益計算」『企業と法創造』第1巻第3号(11月)、141-147頁。
- ・ 川村義則 [2004b]、「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号(6月)、73-103頁。
- ・ 川村義則 [2004c]、「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』第29巻第3号(7月)、175-192頁。
- ・ 企業会計基準委員会 [2002]、実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(3月29日)。
- ・ 企業会計基準委員会 [2004a]、企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(12月28日)。

- ・企業会計基準委員会[2004b]、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(12月28日)。
- ・企業会計基準委員会 [2005]、企業会計基準公開草案第11号「[「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(10月19日)。
- ・企業会計基準委員会 [2005a]、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(12月9日)。
- ・企業会計基準委員会 [2005b]、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(12月27日)。
- ・企業会計基準委員会 [2005c]、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(12月27日)。
- ・企業会計審議会 [1999]、企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」(1月22日)。
- ・財務会計基準機構 [2003a]、『ストック・オプション会計の国際比較』(調査研究シリーズNo.1)、財務会計基準機構。
- ・財務会計基準機構 [2003b]、『わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査』(調査レポートシリーズNo.1)、財務会計基準機構。
- ・斎藤静樹 [2004]、「ストック・オプションの費用と資本会計」『会計』第165巻第3号(3月)、327-342頁。
- ・斎藤静樹 [2005]、「討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の意義と特質」『企業会計』第57巻第1号(1月)、34-38頁。
- ・斎藤静樹[2006]、「株式購入オプションの会計基準とその争点」『会計』第170巻第1号(1月)、1-14頁。
- ・斎藤静樹 [2010]、『会計基準の研究(増補版)』中央経済社。
- ・桜井久勝 [1998]、「ストック・オプション制度とその会計」『税経セミナー』第43巻第13号(8月)、5-11頁。
- ・柴健次 [1996a]、「自己株式取得の会計処理」『企業会計』第48巻第4号(4月)、71-77頁。
- ・柴健次 [1996b]、「自己株式の会計問題」『税経セミナー』第41巻第15号(12月)、4-10頁。
- ・柴健次 [1999]、『自己株式とストック・オプションの会計』新世社。
- ・柴健次 [2001]、「トレジャリー・ストック解禁と自己株式会計を巡る諸論点」『金融財政事情』第52巻第7号(2月19日)、20-25頁。
- ・鈴木輝夫 [2003]、「ストックオプションの会計処理」『税務弘報』第51巻第5号(5月)、127-134頁。
- ・醍醐聰 [1994]、「新株引受権の会計処理—資本と利益の区分の視点から—」『税経セミナー』第39巻第3号(3月)、10-15頁。
- ・竹口主輔 [2003a]、「IASBのストック・オプション会計公開草案の概要」『商事法務』第1654号(2月)、28-35頁。
- ・竹口主輔 [2003b]、「日本企業のストック・オプションと会計問題」『企業会計』第55巻第8号(8月)、119-126頁。
- ・千葉良雅 [1997]、「ストック・オプション制度のわが国企業への導入」『JICPAジャーナル』第9巻第11号(11月)、35-39頁。
- ・徳賀芳弘 [2003]、「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第155巻第7号(7月)、18-25頁。
- ・名越洋子 [1996]、「新株引受権の供与とストックオプション—役員報酬の二形態」『企業会計』第48巻第8号(8月)、131-135頁。

ストック・オプションに関する貸方表示区分の再検討

- ・名越洋子 [1999a]、「複合金融商品の発行に関する会計問題」『明治大学社会科学研究紀要』第37巻第2号（3月）、15-24頁。
- ・名越洋子 [1999b]、「ストック・オプションに関する会計情報と自己株式の処理」『明大商学論叢』第81巻第3・4号（3月）、15-24頁。
- ・名越洋子 [2003]、「新株予約権付社債の区分処理とストック・オプション」『企業会計』第55巻第7号、33 - 41頁。
- ・日本公認会計士協会会計制度委員会 [1994]、「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」（2月22日）。
- ・野口晃弘 [1995]、「ストック・オプションの会計の展開」『企業会計』第47巻第6号（6月）、120-124頁。
- ・野口晃弘 [1997a]、「ストック・オプション制度の会計問題」『企業会計』第49巻第9号（9月）、185-189頁。
- ・野口晃弘 [1997b]、「ストック・オプション制度による報酬の開示」『会計』第152巻第5号（11月）、41-50頁。
- ・野口晃弘 [1999]、『条件付持分証券の会計』新世社。
- ・野口晃弘 [2006]、「新株予約権の表示方法の内在する会計問題」『企業会計』第58巻第9号（9月）、62-67頁。
- ・野口晃弘 [2010]、「資本概念に関する国際的な動向－二元的な資本計算の可能性－」『企業会計』第62巻第1号（1月）、73-76頁。
- ・引地夏奈子 [2011]、『ストック・オプションの会計問題』中央経済社。
- ・宮川昭義 [2006]、「ストック・オプション会計に係る新株予約権の純資産表示区分に関する検討」『経済と経営』第37巻第1号（11月）、129-149頁。
- ・森川八洲男 [2002]、「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企業会計』第54巻第7号（7月）、18-26頁。
- ・弥永真生 [1993]、「資本準備金に関する考察」『会計』第144巻4号（10月）、59-72頁。
- ・弥永真生 [2002a]、「新株予約権の発行価額の決め方と会計処理」『経理情報』第975号（2月）、16-19頁。
- ・弥永真生 [2002b]、「新株予約権・ストックオプションの実務問題 発行者側・取得者側の会計処理と時価評価の考え方」『経理情報』第999号（11月）、38-42頁。
- ・弥永真生 [2003]、『資本の会計』中央経済社。
- ・山田純平 [2012]、『資本金の基礎概念』中央経済社。
- ・興三野禎倫 [2002]、『ストック・オプション会計と公正価値測定』千倉書房。

